

30川監公第6号

平成30年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年12月11日付け29川監公第9号で公表した定期監査及び同日付け29川監公第10号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

| | |
|---------|------|
| 川崎市監査委員 | 寺岡章二 |
| 同 | 植村京子 |
| 同 | 花輪孝一 |
| 同 | 山田益男 |

30川総行革第245号

平成30年6月29日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年12月11日付け29川監報第8号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成29年度定期監査結果に対する措置状況

1 手数料の徴収手続及び債権管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市屋外広告物条例（昭和46年条例第77号）第40条第3項によると、屋外広告物の許可の申請に対する審査に係る手数料については、申請の際、申請者から徴収するとされており、許可書は手数料の納付後に交付するものである。

当該手数料の徴収手続についてみたところ、納入通知書と許可書を同時に送付していた。

また、地方自治法第231条の3第1項及び川崎市債権管理条例（平成25年条例第42号）第5条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者がいるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

当該手数料の未納債権についてみたところ、督促状を送付していない事例があった。

手数料の徴収手続及び債権管理を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、手数料の納付後に許可書を交付することとしました。

また、個人別徴収簿による債権管理を徹底し、履行期限までに履行されない債権については、漏れのないように督促状を送付しました。

今後は、徴収手続及び債権管理の適正化に努めます。

（建設緑政局道路管理部路政課）

2 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市事務分掌規則（昭和47年規則第19号）第3条及び川崎市事務決裁規程（昭和41年訓令第8号）第5条第1項によると、物品の調達で定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に関する契約事務についてみたところ、一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例があった。

物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、物品購入に係る契約手続について周知徹底しました。

今後は、適正な契約手続に努めます。

（建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所）

3 前渡金管理者口座を適切に取扱うべきもの

[指摘の要旨]

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項の規定により資金の前渡をすることができる経費が定められており、この資金の前渡を受けた現金は、川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第94条第1項の規定によると、直ちに支払を要する場合を除き、金融機関に預金する等確実に保管しなければならないとされている。

前渡金を保管するための口座（以下「前渡金管理者口座」という。）をみたところ、緑の募金において職員個人から集金した現金を、その払込みまでの間、当該口座に預け入れて保管していた事例があった。

前渡金管理者口座は、その資金を確実に保管するためのものであり、目的

外の現金を保管することは適切ではない。

前渡金管理者口座を適切に取り扱われたい。

[措置内容]

指摘事項については、緑の募金において職員個人から集金した現金の管理を所管課内の金庫で行うこととしました。

今後は、前渡金管理者口座の適正な管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの協働推進課)

4 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

(1) 長期継続契約書に特約条項を記載すべきもの

長期継続契約書に、翌年度以降における予算の減額等に関する特約条項が記載されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、契約書の一部を変更する契約を締結し、長期継続契約書に特約条項を追記しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(2) 備品等の管理を適正に行うべきもの

ア 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、未報告の重要物品の増減について会計管理者へ報告を行いました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園)

イ 不用の決定又は処分の決定を行っていない事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品について不用の決定又は処分の決定を行いました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局総務部庶務課、緑政部多摩川施策推進課、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部路政課)

ウ 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の所在を確認しました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

エ 備品整理簿又は動物整理簿に登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品等を備品整理簿又は動物整理簿に登載しました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの協働推進課、同多摩川施策推進課、同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園)

オ 備品整理簿への登載を重複して行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、重複して登載されていた備品を備品整理簿より削除しました。

今後は適正な備品等の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(3) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

ア 消耗品出納簿に登載しなければならない消耗品について登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該消耗品を消耗品出納簿へ登載しました。

今後は適正な消耗品管理に努めます。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

イ 消耗品出納簿の数量と実際の数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、経過を確認の上、消耗品出納簿の数量と実際の数量を一致させました。

今後は適正な消耗品管理に努めます。

(建設緑政局緑政部生田緑地整備事務所、自転車利活用推進室)

(4) 会計職員の任命又は解任の手続を適正に行うべきもの

ア 金銭出納員又は金銭取扱員を任命していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、補職登録を行い、金銭出納員及び金銭取扱員を任命しました。

今後は、適正な手続に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所)

イ 金銭出納員又は金銭取扱員を置くこととされていない箇所で任命していた事例

[措置内容]

指摘事項については、金銭出納員又は金銭取扱員の解任手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課、同生田緑地整備事務所)

ウ 金銭出納員又は物品取扱員の任命又は解任の手続が完了していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、金銭出納員及び物品取扱員の任命及び解任の手続を行いました。

今後は、適正な手続に努めます。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)